

電子入札参加に関する一般的事項

1 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則（昭和42年東大阪市規則第31号）第96条第2号の規定により免除とする。

2 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札。

3 入札方法等に関する事項

(1) 申請書、工事費内訳書及び入札書について

ア 入札参加者は、東大阪市電子入札システム（以下、「システム」という。）を用い、東大阪市行政管理部契約検査室契約課（以下、「契約課」という。）が規定する様式に基づき、電子入札参加申請書、工事費内訳書及び入札書を同時に提出すること。なお、齟齬、入力漏れ等の不備がある場合は無効とする。ただし、当面の間、材料費、労務費、工事価格のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、工事価格のうち安全衛生経費の不備のみを理由として入札無効とは取り扱わない。

イ 提出日時は契約課が指定する日の午前9時から午後5時までの間。

ウ 契約締結に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。なお、入札金額は工事費内訳書の金額と同額であること。

エ 入札参加者は、提出した申請書、工事費内訳書及び入札書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。

(2) 発注案件に対する質疑回答について

入札参加者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、契約課までメール（nyusatsu@city.higashiosaka.lg.jp）にて、契約課が指定する日時までに送信すること。

なお、質疑に対する回答については、東大阪市電子入札情報のホームページにおいて公表する。

(3) 事前審査について

システムによる自動審査等による審査を行ったうえ、その結果について競争参加資格確認通知書をシステムにより送信する。なお、競争参加資格無しの通知を受けた者は当該入札に参加出来ない。

(4) 落札候補者について

開札後、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした

者（同額の場合にあってはシステムによる電子くじにより、くじ順位が1である者。）を落札候補者とする。この者には、開札日のうちに通知をすることとし、事後審査に必要な次の各号に掲げる書類について、通知を受けた翌開庁日の午後5時までに、提出しなければならない。但し、低入札価格調査制度を適用して実施する案件においては、予定価格と失格基準価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査を実施し、承認された者）を落札候補者とする。この者には、開札日（低入札価格調査を実施した場合は承認日）のうちに通知をすることとし、事後審査に必要な次の各号に掲げる書類について、通知を受けた翌開庁日の午後5時までに、提出しなければならない。なお、提出がない場合は次順位以降の者（同額の場合にあってはシステムによる電子くじにより、くじ順位が2以降である者。）について順次資格確認を行う。

ア 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

イ 配置予定現場代理人の経歴書

ウ 配置予定監理技術者又は主任技術者の経歴書及び資格を証明する免許証等の写し

エ 配置予定現場代理人及び配置予定監理技術者又は主任技術者において、当該業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる以下資料のいずれかの写し

(a) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

(b) 市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書

(c) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

(d) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

※上記の資料が提出できない場合

(e) 所属会社の雇用証明書等（氏名・事業者名称（代表者職氏名等含む）・証明日・雇用形態・雇用開始日の記載があり、使用印が押印されたもの）

(f) その他公的機関が発行した書類で上記に準じ常勤の確認ができるもの

オ その他必要と認められる書類

(5) 非落札となった理由の説明について

ア 落札候補者に係る事後審査の結果、落札者と認められなかった者は、事後審査の翌開庁日までに通知することとし、通知を受けた者はその理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、通知を受けた翌開庁日までに、契約課まで書面を持参の上、提出しなければならない。

ウ 説明の求めがあったときは、書面で回答する。

4 契約保証金の額

契約金額の100分の10に相当する額以上とする。なお、低入札価格調査制度に

おける低入札価格落札による契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上とする。但し、契約金額が500万円未満の案件についてはこの限りでない。

5 その他

(1) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社

（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の者

ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(2) 官公需適格組合とその組合員との同時の入札参加申請は認めない。

(3) 入札結果において、何らかの規則性がみられるなど職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合は、落札決定を保留し、入札参加者から事情聴取を行い、調査することができる。

(4) 入札後、入札参加者に対し、ヒアリングの実施及び詳細内訳書等の提出を求める場合がある。調査対象者は速やかに調査に応じなければならない。

6 問い合わせ先

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市行政管理部契約検査室契約課

電話 06-4309-3128

メールアドレス nyusatsu@city.higashiosaka.lg.jp